

令和二年十一月二十五日

聖籠町農業委員会第二十四期

第二十一回總會議事録

## 聖籠町農業委員会第24期第21回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第21回総会は、令和2年11月25日、聖籠町役場において招集された。

### 1 出席委員

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1番 駒澤 一男 (会長)   | 2番 新保 昇英 (会長職務代理) |
| 3番 曾根 善治 (農地部長) | 4番 宮下 吉勝 (農政部長)   |
| 5番 新保 要一        | 6番 栗原 一成          |
| 7番 新保 勇         | 8番 八幡 裕           |
| 9番 神田 勝         | 10番 加藤 百合子        |

### 2 欠席委員 なし

### 3 出席職員

局長 田村 治      次長 長谷川 一也      主任 二宮 広輝

### 4 総会の議事等日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について
- 日程第7 報告事項 農業委員会事務専決報告等について
  - 報告第1号 農用地利用配分計画（利用権設定・農地中間管理権）案について

「会 長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第21回総会を開会いたします。 (開会 午後2時00分)

皆さん、大変お忙しい中ご苦労様です。また、先般11月19日、三条での農業委員大会はお疲れ様でした。11月13日に意見書の提出ということで四役と事務局長、次長の6名で、町長、その後、町議会では議長と副議長に対応していただき、意見書を提出してきた。その際、30～40分意見交換をしてきましたが、町長も議会の方も農業に関し、理解を示してもらい、我々の政策提言に前向きに答えていただいたと感じました。その中で、一番気になったのが、町長が『農業は人が食べるものを生産している産業であり、農家が減っていても大切な基幹産業として位置付けている。そして自然等いろいろな影響を受けやすいため、東港企業のような他産業と同じようなものとみなしていない』といった言葉が非常に印象的だった。それだけ農業のことを考えてくださっていましたので、非常に良かったのかなと感じています。次年度に向けてこの意見書を検証した中で、町の農業の発展のために農業委員会として意見を言っていければいいのかなと考えています。

「会 長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、4番農政部長、5番委員を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会 長」 日程第2、会期の決定について、令和2年11月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会 長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは1ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれも、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は、先ほどの事前審査において、譲受人は研修は受けているのかと質問があり、代表者ともう一人の方が経験があるとの説明でした。あと助成金は受けているのかとの質問があり、中小企業庁のものづくり補助金を受けているとの説明でした。出荷はどうなっているのかと質問があり、農協を通じて販売するとの説明でした。イチゴの他に何か作るのかと質問があり、20aほどネギ等を作付けしたいとの話でした。最後になるが、約束事は守ってもらいたいと話がありましたので、解除事項を作成して約束は守らせるようにしたいと思います。他は、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。議案第1号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

「5 番委員」 すいません、確認なんですけど、補助金に関しては、もう受けたんですか。今受けたと言ったけど、受けるんですか、受けたんですか。

「書 記」 交付の決定を受けているのですが、実際にお金をもらったか補助金

を受領されたかというとまだされていないと思います。

「5 番委員」 これから受けるんですね。そこは議事録を変えておいて。文句を言うわけではないが、きちんと今後あると。いつか言いますが、トラブルがあると大変なことになる。研修とかこういうことが一回ダメになったことがあるし、それをもらっていないながら、別のことをしていたりする人がいたので。だから私は聞いている。だから約束は守ってほしい。それを認可したのは、農業委員会ですからね。忘れないでください。

「会 長」 その他、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第1号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第4、議案第2号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは2ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第2号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 それでは、議案第2号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、議長。それでは3ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第3号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 それでは、議案第3号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、それでは6ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第4号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件が2件ありますので、最初に、農政部長、退席願います。

(農政部長、退席)

「会 長」 番号366について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第4号番号366について、承認することに決定して、ご異議  
ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(農政部長、入場着席)

「会 長」 7番委員、退席願います。

(7番委員、退席)

「会 長」 番号367について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第4号番号367について、承認することに決定して、ご異議  
ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(7番委員、入場着席)

「会 長」 日程第7、報告事項があります。事務局説明願います。

「次 長」 はい、議長。それでは7ページをご覧ください。

「報告事項朗読」

以上であります。



「会長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、総会を閉会します。

(閉会 午後2時20分)



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印  
をする。

聖籠町農業委員会  
議長

駒澤一男



聖籠町農業委員会  
署名委員

倉下志麻



署名委員

新保要一

